

新潟市臨床検査技師等に関する法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月23日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第37号

新潟市臨床検査技師等に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

(新潟市臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 新潟市臨床検査技師等に関する法律施行細則(平成9年新潟市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第3条中「別記様式第1号のとおり」を「別に定めるもの」に改める。

第5条第1項中「、その旨を」を「その旨を、構造設備を変更したときは省令第12条第1項第1号に掲げる検査用機械器具の設置場所を明示した建物平面図を添付して、」に改める。

第6条を次のように改める。

(検体検査用放射性同位元素に関する届書の様式)

第6条 省令第17条の2第1項から第4項までに規定する届書は、別に定める様式によるものとする。

別記様式第1号から別記様式第6号までを削る。

(新潟市歯科技工士法施行細則の一部改正)

第2条 新潟市歯科技工士法施行細則(平成12年新潟市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(歯科技工所の開設等の届出の様式)

第2条 次に掲げる届出は、別に定める様式によるものとする。

- (1) 法第21条第1項の規定による歯科技工所の開設又は届出事項の変更の届出
- (2) 法第21条第2項の規定による歯科技工所の休止、廃止又は再開の届出

第 3 条及び第 4 条を削る。

別記様式第 1 号から別記様式第 3 号までを削る。

(新潟市あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部改正)

第 3 条 新潟市あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（平成 12 年新潟市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(施術所の開設等の届出の様式)

第 2 条 次に掲げる届出（法第 12 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）は、別に定める様式によるものとする。

- (1) 法第 9 条の 2 第 1 項の規定による施術所の開設又は届出事項の変更の届出
- (2) 法第 9 条の 2 第 2 項の規定による施術所の休止、廃止又は再開の届出
- (3) 法第 9 条の 3 の規定による出張専門の施術業務の開始又は休止、廃止若しくは再開の届出
- (4) 法第 9 条の 4 の規定による市内滞在の施術業務の届出

第 3 条から第 7 条までを削る。

別記様式第 1 号から別記様式第 6 号までを削る。

(新潟市柔道整復師法施行細則の一部改正)

第 4 条 新潟市柔道整復師法施行細則（平成 12 年新潟市規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(施術所の開設等の届出の様式)

第 2 条 次に掲げる届出は、別に定める様式によるものとする。

- (1) 法第 19 条第 1 項の規定による施術所の開設又は届出事項の変更の届出
- (2) 法第 19 条第 2 項の規定による施術所の休止、廃止又は再開の届出

第3条及び第4条を削る。

別記様式第1号から別記様式第3号までを削る。

(新潟市医療法施行細則の一部改正)

第5条 新潟市医療法施行細則(平成12年新潟市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(病院、診療所又は助産所の開設許可の申請書の様式)

第2条 次に掲げる申請書は、別に定める様式によるものとする。

(1) 省令第1条の14第1項に規定する申請書

(2) 省令第2条第1項に規定する申請書

第3条の見出し中「申請」を「申請書の様式」に改め、同条中「別記様式第3号」を「別に定める様式」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(診療所の病床の設置又は病床数等の変更の許可の申請書の様式)

第3条の2 省令第1条の14第5項に規定する申請書は、別に定める様式によるものとする。

(診療所の病床設置の届出等の様式)

第3条の3 次に掲げる届出は、別に定める様式によるものとする。

(1) 政令第3条の3の規定による診療所の病床設置の届出

(2) 政令第4条第2項の規定による診療所の病床数の変更の届出

第4条の見出し中「開設届出」を「開設届出の様式」に改め、同条中「別記様式第4号」を「別に定める様式」に改める。

第5条の見出し中「開設届出」を「開設届出の様式」に改め、同条中「別記様式第5号」を「別に定める様式」に改める。

第6条の見出し中「届出」を「届出の様式」に改め、同条中「別記様式第6号」を「別に定める様式」に改める。

第7条の見出し中「届出」を「届出の様式」に改め、同条中「別記様式第7号」を「別に定める様式」に改める。

第8条の見出し中「届出」を「届出の様式」に改め、同条中「別記様式第8号」を「別に定める様式」に改める。

第9条から第12条までを次のように改める。

(病院、診療所又は助産所の休廃止等の届出の様式)

第9条 次に掲げる届出は、別に定める様式によるものとする。

- (1) 法第8条の2第2項の規定による病院、診療所又は助産所の休止又は再開の届出
- (2) 法第9条第1項の規定による病院、診療所又は助産所の廃止の届出
- (3) 法第9条第2項の規定による病院、診療所又は助産所の開設者の死亡又は失踪の届出

(病院、診療所又は助産所の管理免除許可等の申請書の様式)

第10条 次に掲げる申請書は、別に定める様式によるものとする。

- (1) 省令第8条に規定する申請書
  - (2) 省令第9条第1項に規定する申請書
- (専属薬剤師設置免除の許可の申請書の様式)

第11条 省令第7条に規定する申請書は、別に定める様式によるものとする。

(病院の医師の宿直免除の許可申請の様式)

第12条 省令第9条の15の2の規定による病院の医師の宿直免除の許可の申請は、別に定める様式によるものとする。

第13条の見出し中「申請」を「申請書の様式」に改め、同条中「別記様式第14号」を「別に定める様式」に改める。

第14条を次のように改める。

(診療用エックス線装置等の届出書の様式)

第14条 次に掲げる届出書は、別に定める様式によるものとする。

- (1) 省令第24条の2に規定する届出書
- (2) 省令第25条（省令第25条の2において準用する場合を含む。）に規定する届出書
- (3) 省令第26条に規定する届出書
- (4) 省令第27条第1項から第3項までに規定する届出書
- (5) 省令第27条の2に規定する届出書
- (6) 省令第28条第1項及び第2項に規定する届出書
- (7) 省令第29条第1項から第3項までに規定する届出書

第15条を削る。

別記様式第1号から別記様式第27号までを削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の規則の規定によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。